

京のジュニアスポーツアカデミー構想検討会議設置要綱

(目的)

第1条 少子化の中でも、将来にわたり京都府内のすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けた施策を検討するため、京のジュニアスポーツアカデミー構想検討会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 児童生徒のニーズや意向を踏まえた新たなスポーツ環境の構築に関すること。
- (2) その他、会議で必要と認められたこと。

(組織)

第3条 会議は、別表第1の団体により構成する。

(座長)

第4条 会議に代表として座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長が必要と認める場合には、会議に会議構成団体以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 座長が必要と認める場合には、会議構成団体を追加することができる。
- 4 座長が必要と認める場合には、会議構成員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の開催に代えることができる。
- 5 会議は、協議事項について、特定の議題等に関する事項について詳細な検討を行うため、部会を置くことができる。なお、部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは、「部会」と、「座長」とあるのは「部座長」と読み替えるものとする。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、座長が特に必要であると認めた場合は非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の事務は、京都府文化生活部スポーツ振興課、京都府教育委員会保健体育課及び公益財団法人京都府スポーツ協会において行う。

2 会議の庶務は、京都府文化生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定める事項のほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

別表（第3条関係）順不同

びわこ成蹊スポーツ大学
京都府文化生活部
一般社団法人京都府サッカー協会
京都府中学校校長会
株式会社京都パープルサンガ
京都府教育委員会
スポーツコミュニケーション KYOTO 株式会社
京都府町村会
一般社団法人京都府バスケットボール協会
京都府バレーボール協会
京都府PTA協議会
京都府市町村教育委員会連合会
公益社団法人京都府スポーツ協会
京都府市長会